

熱海市最低制限価格取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令167条の13により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、落札者を決定する競争入札に関し、同令及び熱海市契約規則（平成20年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 規則第11条第1項の規定による最低制限価格の設定は、一般競争入札及び指名競争入札により次に掲げる契約を締結しようとする場合に限り行うものとする。

(1) 次に掲げる契約

- ア 設計価格が5,000万円未満の建設工事の請負契約
- イ 製造の請負契約
- ウ 建設工事に関連する業務委託の請負契約
- エ 前各号の契約における設計金額の積算方法に準じて積算することとなる契約

(2) 次に掲げる業務委託の契約

- ア 建物総合管理業務委託
- イ 建物清掃業務委託
- ウ 機械警備を除く警備業務委託
- エ 学校給食業務委託
- オ 公園・緑地等に係る次に掲げる維持管理業務委託
 - (ア) 緑地管理
 - (イ) 除草
 - (ウ) 樹木管理
 - (エ) 樹木等害虫駆除
- カ 車両運行业務委託
- キ 交通誘導業務委託
- ク 駐車場又は駐輪場管理業務委託
- ケ 受付又は電話受付業務委託
- コ その他市長が必要と認める業務委託

(最低制限価格)

第3条 前条第1号の契約に係る最低制限価格は、熱海市建設工事に係る低入札価格調査制度要領（昭和18年4月1日施行）第3条に規定する調査基準価格の設定により算出した額とする。

2 前条第2号の契約に係る最低制限価格は、予定価格に、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算して得た額を予定価格で除して得た割合（その割合が予定価格に10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。）を乗じて得た額とする。

(1) 直接人件費の額

(2) 直接人件費の額以外の額に10分の5を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、市長が同項の規定により最低制限価格を定めることが適当ではないと認めるときは、予定価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲内において市長が別に定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(入札の公告)

第4条 市長は、規則第11条第2項の規定より規則第7条の規定による公告において最低制限価格の設定を行っている旨を明示するものとする。

(1) 地方自治法施行令167条の10第2項の規定の適用があること。

(2) 最低制限価格に満たない価格で申込をした者は、再度の入札に参加することができないこと。

(入札の執行)

第5条 第2条に係る入札において開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札を行った者を失格とし、落札者とししないものとする。

(入札結果の報告)

第6条 市長は、前条の決定を行った場合、入札結果表等に当該入札を行った者を「失格」と決定した旨を記載するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。